

# NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



人を思う。未来を思う。

商工中金

2025年12月9日

商工中金

## 「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害に関する特別相談窓口」 の開設について

### 1. 相談窓口の開設

株式会社商工組合中央金庫（本社：東京都中央区、代表取締役社長：関根 正裕 以下商工中金）は、このたびの令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害に関する特別相談窓口」を、2025年12月9日（火）、青森支店、八戸支店、盛岡支店に開設しました。

影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

### ○特別相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
青森支店	青森県青森市長島2-1-7	017-734-5411
八戸支店	青森県八戸市大字八日町43-1	0178-45-8811
盛岡支店	岩手県盛岡市中央通3-4-6	019-622-4185

### 2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 ( 据 置 期 間 )	(1) 設備資金20年（据置期間3年）以内 (2) 運転資金10年（据置期間3年）以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

### 3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。